

千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

高齢化が急速に進展する中、地域社会において元気で活動的な高齢者による就労や地域活動が期待されており、高齢者が社会を支える存在として活躍することができるよう、社会参加ニーズを効果的にマッチングさせる仕組みづくりが重要な課題となっている。

このため、各種機関等と連携して高齢者個々のニーズに応じた情報提供を行い、就労や地域活動等に必要となるカウンセリングや手続きのサポートを行うことを目的として、「生涯現役応援センター」を設置する。

生涯現役応援センターの設置及び運営については、業務に関する知識や技能を有した事業者に委託することとし、本市に最適な受託者を選定するため、本業務の特性を理解した上で、施可能な業務やサービスを積極的に提案し、業務遂行にあたり最適な能力を発揮できる事業者を、本実施要項に基づきプロポーザル方式による業者選定を行う。

2 委託業務

(1) 件名

令和7年度 千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託

(2) 内容

「令和7年度千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に記載のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(ただし令和8年度及び9年度も継続して委託する場合がある。8頁8を参照)

(4) 委託料

金20,984千円(消費税込)を上限とする。

(5) 履行場所

稲毛区役所2階 他

3 参加資格要件

企画提案に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者、もしくは契約締結時までに登録が予定されている者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該企画提案前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続き開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

- エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続き開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- カ 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
- キ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していないもの。
- ク 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、全ての千葉県税を完納していないもの。
- ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- コ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

4 参加に関する手続き

（１）スケジュール（予定）

	内容	日付
①	企画提案実施要領公表	令和７年２月１０日（月）
②	参加申込受付	令和７年２月１０日（月）～令和７年２月２０日（木）
③	質問の受付	令和７年２月１０日（月）～令和７年２月１８日（火）
④	質問回答ホームページ掲載	令和７年２月１０日（月）～令和７年２月２０日（木） までの間に随時公開
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和７年２月２５日（火）までに発送
⑥	企画提案書受付	令和７年２月２５日（火）～令和７年３月７日（金）
⑦	プレゼンテーション開催	令和７年３月１７日（月）～令和７年３月２８日（金）
⑧	選考結果の通知	令和７年３月下旬

（２）参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

① 提出期限

令和７年２月２０日（木）午後５時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

② 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和７年度 千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

③ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局高齢障害部高齢福祉課（千葉市役所高層棟9階）

④ 提出書類

ア 企画提案参加申込書（別紙様式1）

イ 誓約書（別紙様式2）

ウ 企業概要（別紙様式3）

エ 委託業務の実施体制（別紙様式4）

オ 業務実績（別紙様式5） ※契約書の写し等、確認できる書類を添付すること。

⑤ 参加資格確認結果通知書の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、参加申込者に対し、令和7年2月25日（火）までに参加決定の可否について、電子メールにより通知する。

（3）内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

① 受付期間

令和7年2月10日（月）～令和7年2月18日（火）午後3時まで

② 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けない。電子メールの件名は「【令和7年度 千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託 企画提案質問書】〇〇社（会社名）」とし、質問書を提出する際には、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先 電子メールアドレス：korei.HWS@city.chiba.lg.jp

電話番号：043-245-5169

③ 提出書類

質問書（別紙様式6）

④ 質問に対する回答

令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）正午までの間に、随時、本企画提案実施要領公開と同じホームページ上にて公開する。

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなし、回答を公開する。また公開したことについて、当課から質問者宛て連絡は行わない。

(4) 企画提案書の提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

① 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時必着（厳守）

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

② 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度 千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

③ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課（千葉市役所高層棟9階）

④ 提出書類

ア 企画提案提出資料（別紙様式7）

イ 企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、⑤⑥を参照のこと。

⑤ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、以下のア～カに記載するすべての項目を盛り込むこと。

ア 基本方針及び実施計画

イ 実施体制・業務遂行能力

ウ 事業内容

（ア） 相談及び情報提供によるマッチング支援

（イ） 関係情報の収集・一元管理（関係機関等との連携）

（ウ） セミナー・講習会・イベントの企画・運営

（エ） 高齢者に適した就労・ボランティア等地域活動先の開拓

（オ） 施設利用促進のための広報活動

（カ） 考課検証の手法・有効性

エ 事業費の積算

オ 個人情報保護、セキュリティ対策

カ 業務実績

⑥ 提出にあたっての留意事項

ア 提出は、1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。

ウ 仕様は、A4版（横書き）を基本とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

エ 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

オ 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。

なお、副本については、企画提案書の内容から企業名が判別・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

カ 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課」、②タイトル「令和7年度 千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託 企画提案書」、③提出年月日、④企業名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

キ 提案内容（本文）は30ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とする。

ク 提案内容（本文）のうち、委託料の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。

また、見積額内訳については、人件費、諸経費等の積算内訳・根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

ケ 正本（1部）については、押印・袋とじとする。副本（7部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。

コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

サ 本企画提案は、あくまでも業務受注者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

5 委託業者の選考

（1）プレゼンテーションの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でプレゼンテーション（選考会）を行う。

なお、プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している千葉市生涯現役応援センター運営事業業務委託業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

① 日程 令和7年3月17日（月）から3月28日（金）で調整し後日通知する。

② 会場 千葉市役所内会議室。日程決定時に通知する。

③ 出席人数 各社2人までとする。

④ 時間 1社あたり30分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

⑤ 説明に当たっての留意事項

ア パソコン及びプロジェクタ等の機器貸出し及び持込みは認めない。

イ 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選定方法・評価基準

① 選定方法

検討委員会の各委員が、②評価基準に基づいて審査を行い、委員による採点の合計点数が最も高い者を第1位として選定する。採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い提案者を第1位として選定する。その際、見積額も同額だった場合は、委員長の採点合計点数が高い者を第1位として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。ただし、採点の合計点数が最低基準点（満点の6割）に満たない場合は委員による協議を行う。

② 評価基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点（130点満点）は次のとおりとする。

	業務項目	評価の視点	配点
事業実施体制	基本方針及び実施計画	・高齢者の社会参加支援の現状と課題を踏まえ、業務の内容や目的を理解した業務の方向性が示されているか。 ・実現性があり、無理のない実施計画を策定しているか。	20
	実施体制・業務遂行能力	センターの管理運営及び出張相談を実施するにあたり、仕様書の定めに応じた適切な人員配置を行っており、職員の教育、苦情に対する体制が整っているか。	10
事業内容	相談及び情報提供によるマッチング支援	利用者のニーズを把握し、的確できめ細やかな支援を行うための提案がなされているか。	20
	関係情報の収集・一元管理（関係機関等との連携）	就労・ボランティア関係機関の業務を的確に理解するとともに、関係機関及び他事業との連携を図るための提案がなされているか。	10
	セミナー・講習会・イベントの企画・運営	利用者のニーズを把握し、ニーズに対応したセミナーや講習会、イベントの開催が提案されているか。	10
	高齢者に適した就労・ボランティア等地域活動先の開拓	活動先の開拓手法に妥当性があり、効果的であると認められるか。	10
	施設利用促進のための広報活動	センターの利用促進を図るための広報・周知の方法に妥当性があり、効果的であると認められるか。	10
	効果検証の手法・有効性	本事業の遂行にあたり、効果を確認できるものとなっているか。また、月次報告、年度報告の手法等が検証を行えるものとなっているか。	10
事業費	事業費の積算	委託料及び見積額の積算内訳、金額は適切であるか。	10
その他	個人情報保護、情報セキュリティ対策	個人情報保護及び情報セキュリティ対策について、適切な措置を行う計画となっているか。	10
	業務実績	過去に本事業と類似の業務に関する実績があり、ノウハウの蓄積による効果的な運営が見込まれるか。	10
合 計			130

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 事業費が本要領 2－（4）に記載する委託料を超過した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載や重大な誤脱があった場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- ⑤ 審査の公平を害する行為等があった場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に電子メールにより通知する。

また、最優秀提案者については企業名、契約金額（税込み）、点数を、最優秀提案者以外の提案者については点数のみを、令和 7 年 3 月下旬を目途に、千葉市ホームページに掲載する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

6 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに、予算の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 前項による交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成 12 年 4 月 3 日条例第 52 号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 当該委託契約に係る令和 7 年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。

8 令和8年度及び令和9年度の契約

現時点で令和8年度及び令和9年度の予算は確保されていないが、予算が確定した後に、令和7年度の受託事業者と令和8年度及び令和9年度の随意契約の協議を行う場合がある。

9 問合せ先

千葉市役所 保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所高齢福祉課9階）

電話：043(245)5169 FAX：043(245)5548

E-mail：korei.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：生きがい対策班 大嶋